

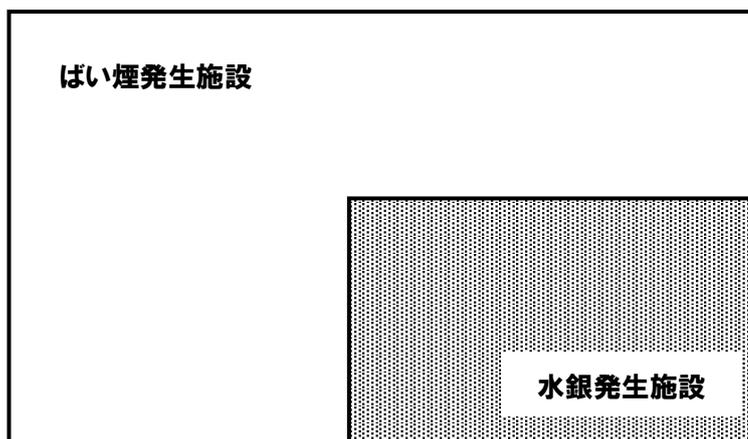
別紙 1

水俣条約における水銀排出施設と大気汚染防止法に基づくばい煙発生施設及び水銀排出施設の関係(その1)

水俣条約の 附属書D	ばい煙発生施設			水銀排出施設		
	別表 第 1	分類	規模要件	規模要件	分類	別表 第 3 の 3
石炭火力発電所 産業用石炭 燃焼ボイラ ー	1	ボイラー(熱風ボイラー を含み、熱源として電気 又は廃熱のみを使用す るものを除く。)	バーナーの燃料の燃焼 能力が重油換算一時 間当たり 50 L 以上の もの	左記に掲げるボイラーのう ち、石炭を燃焼させるもの であって、バーナー燃焼能 力が重油換算 10 万 L/時 未満のもの(石炭専焼ボイ ラーを除く。)	小型石炭混焼ボイラー	1
				左記に掲げるボイラーのう ち、石炭を燃焼させるもの であって、上に掲げる以外 のもの	石炭専焼ボイラー及び 大型石炭混焼ボイラー	2
非鉄金属 (銅、鉛、亜 鉛及び工業 金)製造に 用いられる 精錬及び焙 焼の工程	3	金属の精錬の用に供す る焙焼炉、焼結炉(ペレ ット焼成炉を含む。)及 び煅焼炉	一時間あたりの原料処 理能力が 1 トン以上の もの。	<div style="border: 1px solid black; padding: 10px; width: fit-content; margin: auto;"> <p>その 2 参照</p> </div>		3 ・ 4 ・ 5 ・ 6
	4	金属の精錬の用に供す る溶鉱炉(溶鉱炉用反 射炉を含む。)、転炉及 び平炉				
	5	金属の精錬の用に供す る溶解炉(こしき炉を除 く。)	火格子面積が 1 m ² 以 上であるか、羽口面断 面積が 0.5 m ² 以上で あるか、一時間当たりの バーナー燃料能力が重 油換算 50 L 以上であ るか、変圧器定格容量 200 kVA 以上のもの。			
	14	銅、鉛又は亜鉛の精錬 の用に供する焙焼炉、 焼結炉(ペレット焼成炉 を含む。)、溶鉱炉(溶 鉱炉用反射炉を含 む。)、転炉、溶解炉及 び乾燥炉	一時間当たりの原料処 理能力が 0.5 トン以上 であるか、火格子面積 が 0.5 m ² 以上である か、羽口面断面積が 0.2 m ² 以上であるか、 一時間当たりのバーナ ー燃焼能力が重油換算 20 L 以上のもの。			

水俣条約の 附属書D	ばい煙発生施設			水銀排出施設		別表 第3 の3
	別表 第1	分類	規模要件	規模要件	分類	
非鉄金属 (銅、鉛、亜鉛及び工業金)製造に 用いられる 精錬及び焙 焼の工程	24	鉛の二次精錬の用に供 する溶解炉	一時間当たりの燃焼能力 が 10 L 以上であるか、 変圧器定格容量が 40 kVA 以上のもの。	その 2 参照		
セメントクリ ンカーの製 造設備	9	窯業製品の製造の用に 供する焼成炉	火格子面積が 1 m ² 以上 であるか、バーナーの燃料 の燃焼能力が重油換算 一時間当たり 50 L 以上 であるか、又は変圧器の 定格容量が 200 kVA 以 上であるもの。	左記に掲げる焼成炉のう ち、セメントの製造の用に 供するもの	セメント製造の用に供する 焼成炉	7
廃棄物の焼 却施設	13	廃棄物焼却炉	火格子面積が 2 m ² 以上 であるか、又は焼却能力 が一時間当たり 200 kg 以上のもの。	左記に掲げる廃棄物焼 却炉	廃棄物焼却炉(一般廃棄 物、産業廃棄物焼却炉、 下水道汚泥焼却炉)	8
				水銀回収義務付け産業 廃棄物又は水銀含有再 生資源を取り扱う施設 (加熱工程を含む施設に 限る)	水銀含有汚泥等の焼却 炉等	10
石炭火力発 電所	29	ガスタービン	燃料の燃焼能力が重油 換算一時間当たり 50 L 以上のもの。	左記に掲げるガスタービ ンのうち石炭をガス化して 燃焼させるもの	石炭ガス化複合発電施設 (IGCC 施設)	9

※ 非鉄金属製造に用いられる精錬及び焙焼の工程と水銀排出施設の関係については別紙 1 (その 2) 参照



基本的に、ばい煙発生施設という大きい
枠組があり、さらにその中で水銀を排出す
る恐れがある施設を対象を絞ったものが
水銀排出施設として規定されています。

ばい煙発生施設と水銀排出施設の関係イメージ

別紙1

水俣条約における水銀排出施設と大気汚染防止法に基づくばい煙発生施設及び水銀排出施設の関係(その2)

水俣条約の 附属書D	ばい煙 発生施設	水銀排出施設			
	別表第1	分類	規模要件	別表第3の3	
非鉄金属 (銅、鉛、亜鉛及び工業金)製造に 用いられる 精錬及び培 焼の工程	3 ・ 4	一次施設	銅又は工業金	別表第1の3～5に掲げる施設及び14に掲げる施設のうち銅又は金の一次精錬用のもの(専ら粗銅、粗銀又は粗金を原料とする溶解炉を除く。)	3
			鉛又は亜鉛	別表第1の3～5に掲げる施設及び14に掲げる施設のうち鉛又は亜鉛の一次精錬用のもの(専ら粗鉛又は蒸留亜鉛を原料とする溶解炉を除く。)	4
	5 ・ 14 ・ 24	二次施設	銅、鉛又は亜鉛	<ul style="list-style-type: none"> 別表第1の3～5に掲げる施設及び14に掲げる施設のうち銅、鉛又は亜鉛の二次精錬用のもの 別表第1の24に掲げる溶解炉のうち鉛の二次精錬(鉛合金の製造を含まない。)用のもの ダイオキシン法施行令別表第1の3に掲げる施設(製鋼用電気炉ばいじんから亜鉛を回収する焙焼炉等)(専ら粗銅、粗鉛又は蒸留亜鉛を原料とする溶解炉を除く。) 	5
			工業金	別表第1の3～5に掲げる施設のうち金の二次精錬用のもの(専ら粗銀又は粗金を原料とする溶解炉を除く。)	6